

報告事項 6

神戸市教育委員会職員の職員団体の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会最終報告について

神戸市教育委員会職員の職員団体の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会最終報告について、以下のとおり報告する。

平成31年 4 月 15 日 提出

最終報告書（要旨）

平成31年3月27日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳 殿

神戸市教育委員会職員の職員団体の活動における
職務専念義務違反に関する調査委員会

第1 全教神戸市教職員組合、神戸市自立教育労働者組合及び神戸市高等学校教職員組合の各組合役員について、職務専念義務の免除を受けないままの職場離脱（いわゆるヤミ専従）があるかどうかという問題

当委員会においては、中間報告書で既に報告を済ませた神戸市立高等学校教職員組合（略称：市高）と、組合役員全員が専従休職者である神戸市教職員組合を除いた、全教神戸市教職員組合（略称：全教神戸）、神戸市自立教育労働者組合（略称：自教労）及び神戸市高等学校教職員組合（略称：神戸市高）の各組合役員及びその上司たる教頭又は校長について、職務専念義務の免除を受けないままの職場離脱（いわゆるヤミ専従）があるかどうかにつき、直接事情聴取した。

事情聴取の結果、上記組合役員本人らからはもちろん、その上司にあたる教頭又は校長からも、聴取対象者全員から、過去に職務専念義務の免除を受けないままの職場離脱（いわゆるヤミ専従）をしたり、身近に見聞したりしたことはないとの供述が得られた。また、上記各組合役員についての出勤データ、時間割、校務分掌表を踏まえても、日常的に授

業、校務等の職務を行っている教員としての身分を有する上記各組合役員が、仕事の段取りを事前調整することもなしに無断で職場を離脱することは、著しく困難であると判断される。

以上のことから、当委員会は、各組合役員について、職務専念義務の免除を受けないままの職場離脱（いわゆるヤミ専従）は、存在しなかったものと事実認定する。

第2 進捗状況報告書及び中間報告書において問題点を指摘した、神戸市立高等学校教職員組合に関する職務専念義務の免除に関連して、同組合の組合役員に対して、給料の一部返還請求をするべきであるかという問題

神戸市立高等学校教職員組合の組合役員は、役員会又は執行委員会の開催を主目的としておりながら、形式的には、交渉のためという理由を示して有給の職務専念義務の免除を受けていたもので、実際の交渉が全くなされていなかった日が、平成29年度には22日間、平成30年度（8月31日まで）には13日間あった。

これに関して、神戸市教育委員会が、神戸市立高等学校教職員組合の組合役員に対して給料返還請求をするべきか否かが問題となるが、当委員会は、下記の各事情や市長部局における同種問題との均衡等も踏まえ、慎重に判断されるべきであると考えている。

- 1 神戸市立高等学校教職員組合の組合役員は、問題はあるものの、有給の職務専念義務の免除を受けていた事実は厳然として存在する。いくら金額の返還を求めることになるのかという金額算定もむずかしい。
- 2 役員会等の開催を主目的とし、交渉というのは名目的・形式的な

目的にすぎない職務専念義務の免除申請であることを教育委員会事務局においても承知していながら、職務専念義務の免除を付与していたものであり、このような職務専念義務の免除の付与を阻止しなければならなかった立場にある教育委員会が、神戸市立高等学校教職員組合の組合役員に対し、名目的・形式的にすぎない交渉を行わなかったという理由で給料返還請求を求めることは、クリーン・ハンズの原則に抵触する。

- 3 交渉が実施されていない理由としては、神戸市立高等学校教職員組合側で、役員会等に時間をとられたことが主たるものであるが、一部には、教育委員会教職員課側の事情の存したことがうかがわれ、汲むべき事情も存する。

第3 専従休職者の復職時の昇給及び昇格について、専従による休職がなかったのと同様の昇給及び昇格がなされており、この取扱いが違法又は著しく不当ではないかという問題

平成29年4月1日より、都道府県から指定都市への財源移譲（いわゆる県費負担教職員の給与負担等の移譲）がなされた以降の教育職にある組合の専従休職者の復職時の昇給について、神戸市教育委員会は、神戸市がもともと財源を負担している神戸市立高校の教員1名、県費負担教職員の給与負担等の移譲後の神戸市立の小学校と中学校の教員各1名の合計3名について、神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則（以下「昇給等基準規則」という。）第22条に基づく復職調整に加えて、同規則第20条に基づく表彰等による特別昇給を行ったことが判明している。

この問題については、既に、神戸市職員の職員団体等の活動における

職務専念義務違反に関する調査委員会（以下「先行委員会」という。）が平成30年11月22日付報告書で給与条例主義に反する可能性を指摘しているところであるが、概ね同様の指摘が神戸市教育委員会にも当てはまる。

今後も教育職にある組合の専従休職者の復職時の昇給に関して特別昇給を行うのであれば、昇給等基準規則に特別昇給が可能な場合として明記のうえで、関連する細目的な定めを人事委員会が設ける、或いは個別に人事委員会の事前承認を得る等、関連する規定及び手続を整備すべきである。

以 上